

雨水貯留槽・浸透施設設置助成制度 の手引き

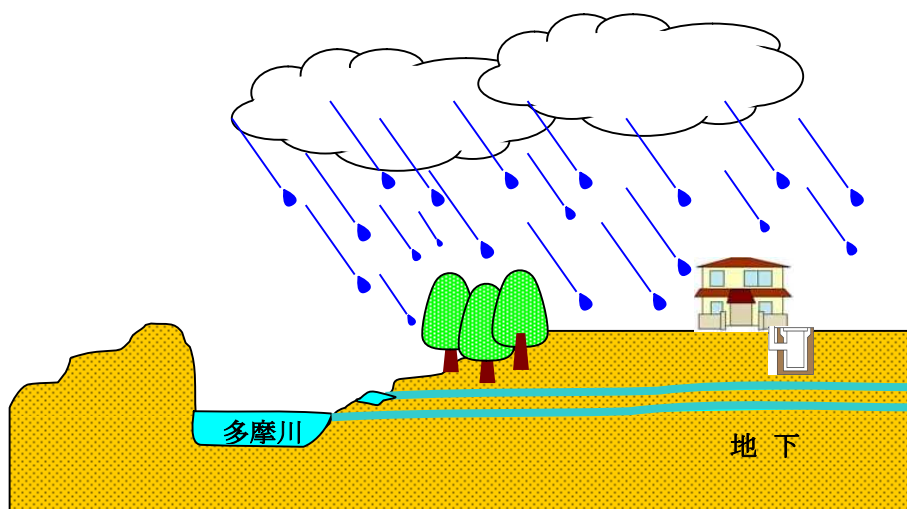




助成の趣旨

雨水を地下に浸透させることによって、地下水の涵養、地盤沈下の防止、湧水の保全などの効果があります。このため、市内の戸建住宅及び集合住宅の屋根に降った雨水を貯留するタンク及び地中に浸透させる雨水浸透施設設置の工事費の一部を助成します。

福生市における雨水と湧水の関係（予想断面図）



雨水浸透施設及び貯留槽設置図（一例）

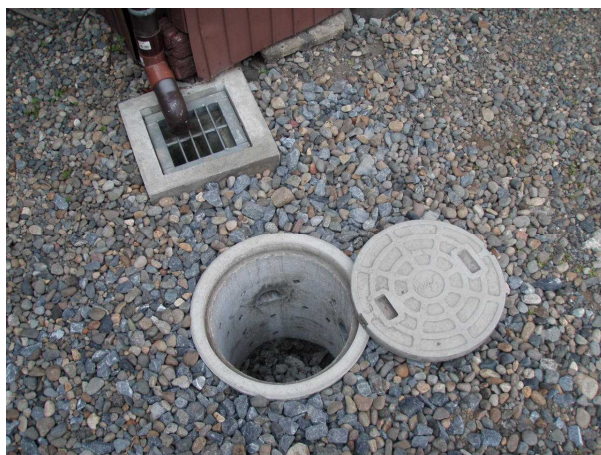
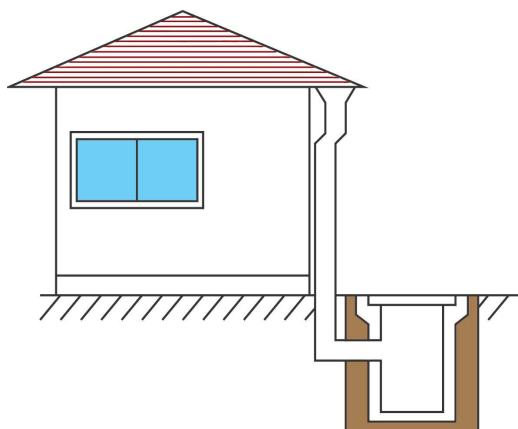




【雨水浸透施設とは・・・】

屋根に降った雨水を雨どいを通してマス落とし、地中に浸透させる施設

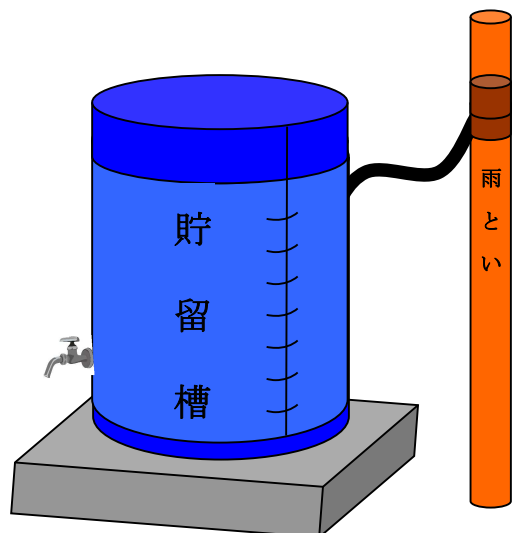
(一例)



【雨水貯留槽とは・・・】

屋根に降った雨水を雨どいを通してタンクに貯める施設



(一例)





補助条件（簡易表）

下表は簡易表となっています。詳細は、次ページ以降の各項目を御参照下さい。

		雨水浸透施設	雨水貯留槽
対象区域		福生市全域 ※がけ地等、危険箇所除く	
対象者		<ul style="list-style-type: none"> 福生市内の戸建住宅・集合住宅の所有者 ※住宅は新築・既存ともに助成対象 上記建物の使用者で、所有者の許可を得た者 	
補助要件		<ul style="list-style-type: none"> 新たに設置するもの 敷地面積 1,000 ㎡未満 福生市雨水浸透施設技術基準に適合 福生市宅地開発等指導要綱に該当しないもの 仮設住宅でないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに設置するもの 雨どいに接続している 蓋がついている 転倒の危険が無い
金額	市補助分	標準工事費の90%	本体購入価格の2/3
	自己負担分	<ul style="list-style-type: none"> 標準工事費の10% 附帯工事費※ 限度額を超えた金額 	<ul style="list-style-type: none"> 本体購入価格の1/3 設置工事費 限度額を超えた金額
	限度額	40万円	5万円
工事施工		福生市指定下水道工事店による施工に限る	_____
提出書類		<p>申請書等 福生市ホームページに掲載。QRコードよりダウンロードしてください。※窓口にも置いてあります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>【雨水浸透施設】</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>【雨水貯留槽】</p> </div> </div>	

※ 附帯工事費とは

雨水浸透施設以外にかかる工事費を附帯工事費、別途工事費などと呼びます。たとえば、雨どいの延長費用や地盤補強の費用等が考えられます。



助成対象区域

助成対象区域は福生市全域とする。ただし、雨水を浸透させることで、安全性が損なわれるおそれがある敷地（かけ地等）は、助成の対象区域とはなりません。

助成の対象者

- ・ 福生市内の雨水浸透施設を新設する戸建住宅及び集合住宅の所有者。
- ・ 新築、既存建物の区別はなし。
- ・ 当該建物及び当該土地を所有する者の同意を得た使用者。

助成の要件

◎ 雨水浸透施設

敷地の面積が1,000平方メートル未満で、屋根に降った雨水を処理する目的で、施工内容が福生市雨水浸透施設技術基準に適合している雨水浸透施設を設置することが必要になります。

ただし、建物が福生市宅地開発等指導要綱（平成17年4月1日決定）に該当するもの及び仮設住宅の場合は助成の対象になりません。

◎ 雨水貯留施設

屋根に降った雨水を処理することを目的とすること。蓋のある貯留槽で、かつ雨どいに接続されていること。転倒しないよう注意すること。



助成金額

◎ 雨水浸透施設

設計単価表によって算出された浸透施設の標準工事費の90%（諸経費は除く。1,000円未満切り捨て）。

ただし、見積額が標準工事費より安ければ、その90%を助成します。
助成限度額は40万円で、超えた分は自己負担となります。

※設計単価表はホームページを御確認ください。

◎ 雨水貯留施設

本体購入価格（消費税込）の2/3です（1,000円未満は切り捨て）。
ただし、助成限度額は5万円で、超えた分は自己負担となります。

工事の施工

雨水浸透施設設置工事は福生市の指定する下水道工事店でなければできません。詳しくは市役所窓口やホームページで御確認下さい。



提出書類

申請書等必要書類は、道路下水道課下水道係窓口及び福生市ホームページに用意しています。

○ 雨水浸透施設

<申請時>

- 雨水浸透施設設置助成金交付申請書（別記様式第1号）
- 所在地の位置図
- 雨水浸透施設設置平面図
- 委任状（指定工事店が代行する場合は必要）（別記様式第2号）
- 同意書（土地の所有者が申請者と違う場合は必要）
- 雨水浸透施設設置計算書
- 雨水浸透施設構造図及び浸透施設寸法表（該当の型番の列をマークして下さい）
- 設置工事費見積

<工事完了後>

- 雨水浸透施設設置工事完了報告書兼助成金交付内定額変更報告書（別記様式第4号）
- 工事記録写真
- 竣工図
- 所在地の位置図

<助成金請求時>

- 雨水浸透施設設置助成金交付請求書（別記様式第7号）



【福生市ホームページ雨水浸透施設】



○ 雨水貯留施設

<申請時>

- ・ 福生市雨水貯留槽設置助成金交付申請書（別記様式第1号）
- ・ 所在地の位置図
- ・ 家屋所有者の同意書（借家人の場合）

<設置完了後>

- ・ 福生市雨水貯留槽設置完了報告書（別記様式第4号）
- ・ 購入店、購入年月日、購入金額が確認できるもの（領収書等）

<助成金請求時>

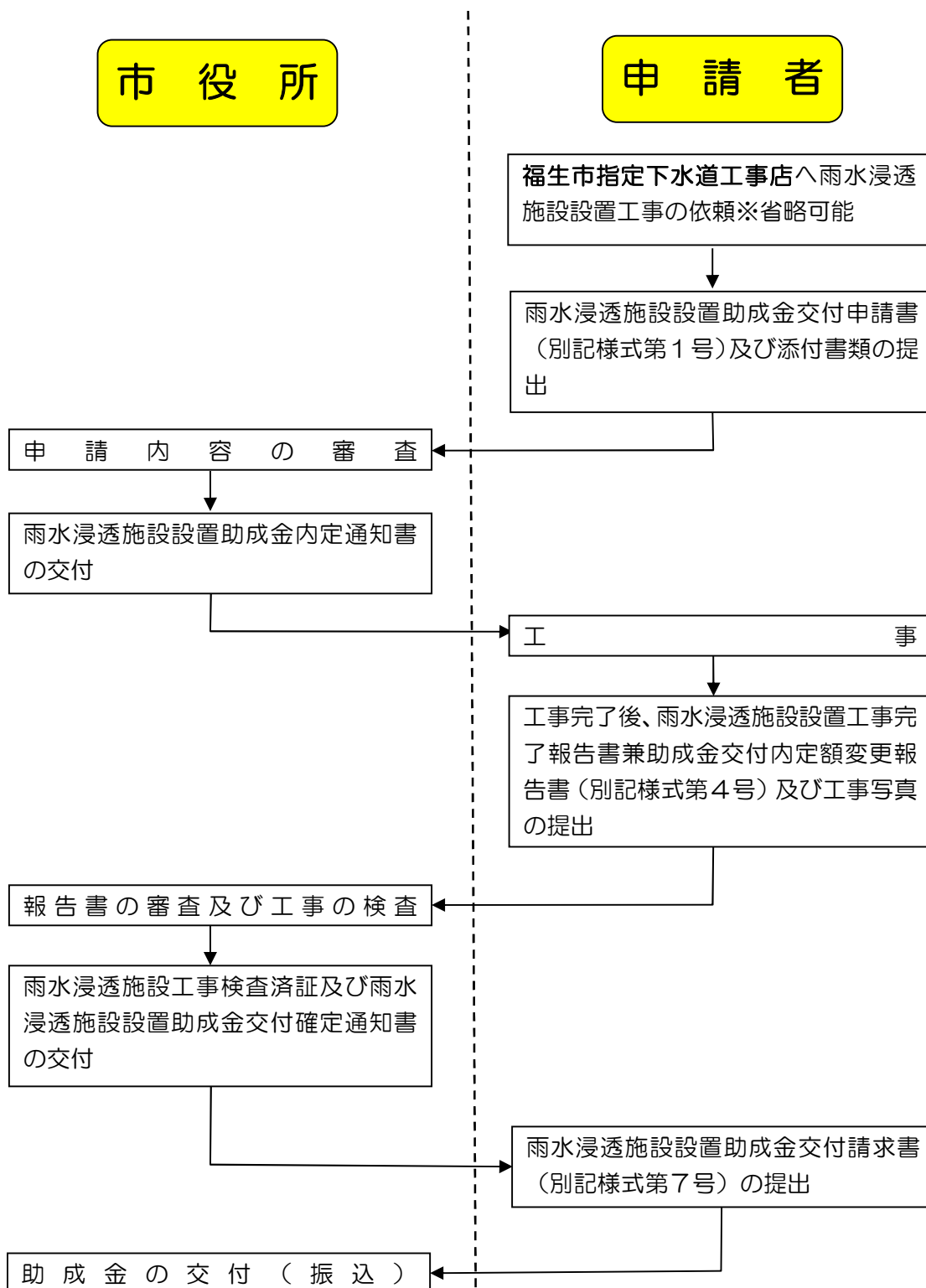
- ・ 福生市雨水貯留槽設置助成金交付請求書（別記様式第5号）



【福生市ホームページ雨水貯留槽】

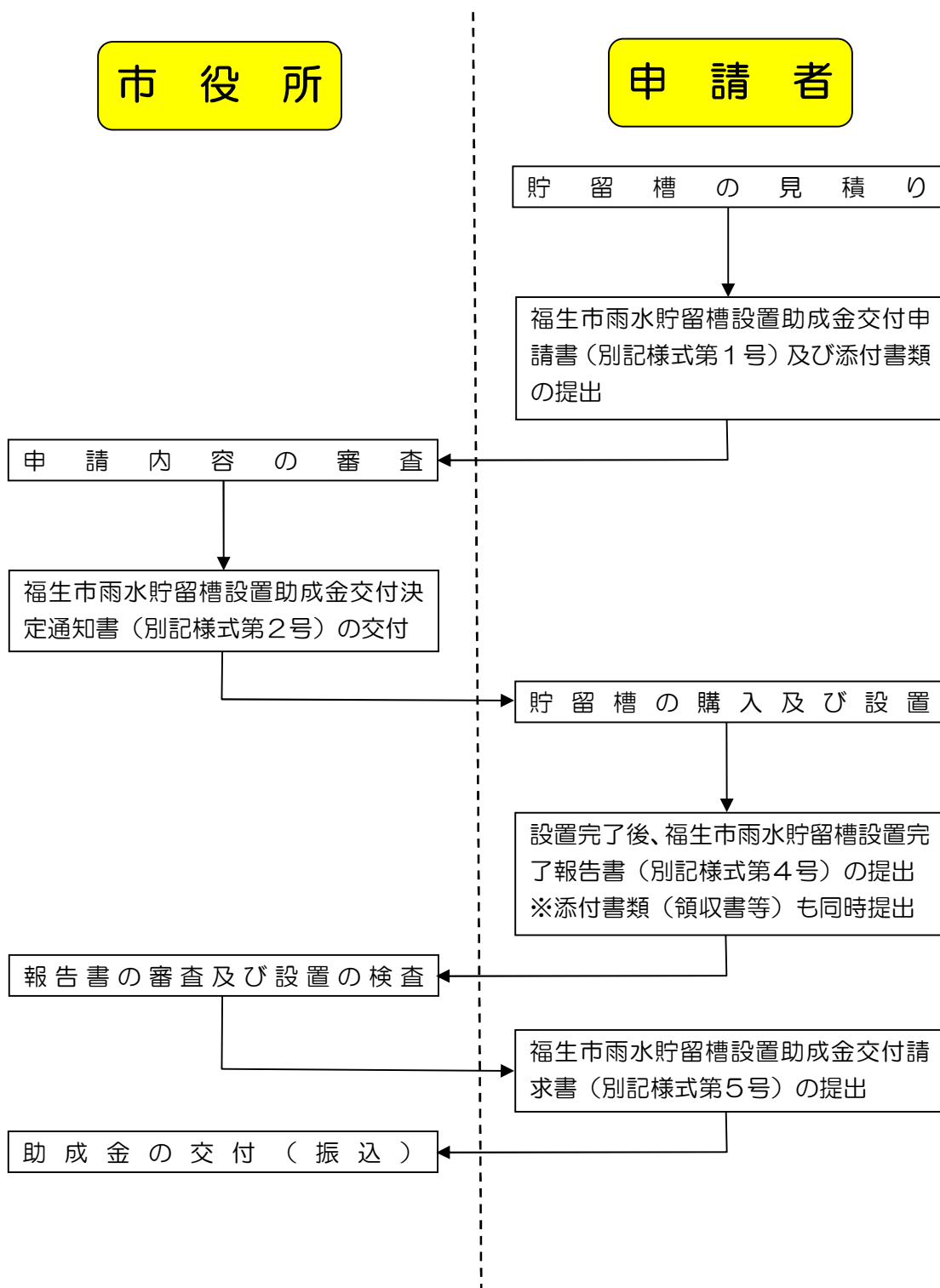


雨水浸透施設手続きの流れ





雨水貯留施設手続きの流れ





問
合
せ
先

東京都福生市 都市建設部

道路下水道課 下水道係（本庁舎1棟3階）

☎042（551）1968 ダイヤルイン

〒197-8501 東京都福生市本町5番地